

令和 6 年度補正予算の概要

畜 産 局 飼 料 課

令 和 6 年 1 1 月

農 林 水 産 省

目 次

1. 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策	
国産飼料生産・利用拡大緊急対策	 5
・ 飼料作物の生産・利用の地域モデル実証	 6
・ 飼料生産組織の体制強化支援	 7
・ 飼料作物の生産性向上対策	 8
・ 飼料供給連携体制整備事業	 9
・ 国産飼料の流通推進対策	 10
・ 国産飼料流通拠点整備対策	 11
2. 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施	
TPP等関連農業農村整備対策＜公共＞	

＜対策のポイント＞

輸入飼料への過度な依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、**飼料作物の生産・利用の地域モデル実証、飼料生産組織の体制強化、飼料作物の生産性向上、国産飼料の流通推進等**の取組を総合的に支援します。加えて、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産**に必要な施設整備や機械導入を支援する**優先枠**を措置するほか、**肉骨粉利用促進事業**において、**高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等**を支援します。

＜政策目標＞

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

- ① **飼料作物の生産・利用の地域モデル実証**
飼料生産組織を核に、地域ぐるみでの青刈りととうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用のモデル実証を支援します。
- ② **飼料生産組織の体制強化支援**
飼料生産組織の機械導入等や作業規模を拡大する取組を支援します。
- ③ **飼料作物の生産性向上対策**
草地改良技術の実証、中山間地域での飼料増産活動の取組を支援します。
- ④ **国産飼料の流通推進対策**
国産飼料供給連携体制の構築による供給拡大や、流通体制の構築、国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等の取組を支援します。
- ⑤ **国産飼料流通拠点整備対策**
国産飼料の流通拡大に必要な保管施設等の整備を支援します。

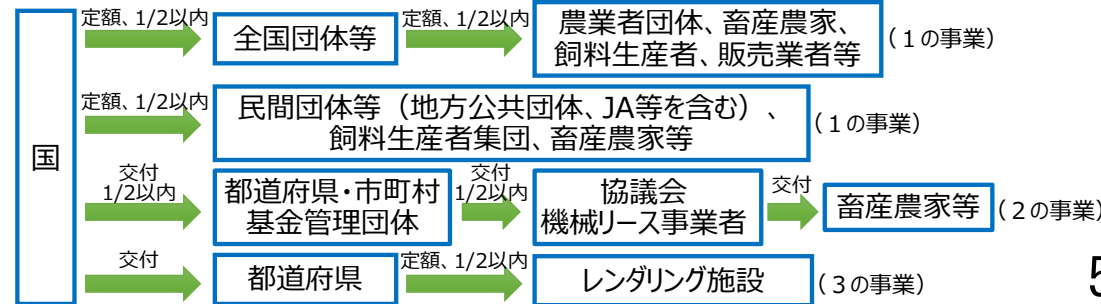
2. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）

飼料増産に必要な施設・機械の導入を支援します。

3. 肉骨粉利用促進事業

鶏・豚の飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】

(1の事業)	畜産局飼料課	(03-6744-7192)
(2の事業)	企画課	(03-3501-1083)
(3の事業)	食肉鶏卵課	(03-3502-5990)

飼料作物の生産・利用の地域モデル実証

【令和6年度補正予算額（所要額）13,260百万円の内数】

<対策のポイント>

地域一体となって行う持続可能な飼料産地形成に向けて、労働力不足などの地域の抱える課題解決を図るため、飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用の地域モデルを実証する取組を支援します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

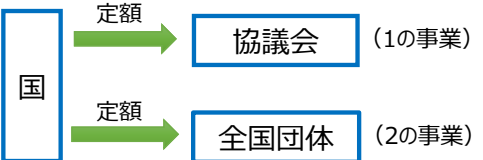
1. 地域モデル実証のための支援
飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用の地域モデルを実証するために必要な以下の取組を支援します。
（対象となる飼料作物：青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草）

（1）地域モデルの実証に向けた推進
地域モデルの実証に向けた検討や普及啓発に必要な取組を支援

- （2）地域モデルの実証
地域モデルを目指す飼料産地が行う、地域課題の解決を図るための以下の総合的な実証の取組を支援
- ① 飼料生産組織の人材確保・育成
 - ② 生産・利用技術の取得、経営分析
 - ③ 飼料作物の生産・利用環境整備
 - ④ 飼料生産利用機械等の導入
 - ⑤ 放牧利用の促進
 - ⑥ 鳥獣害対策

2. 地域モデルの分析・普及等
全国団体が行う地域モデルや生産技術等の調査・分析、成果を普及するためのセミナーの開催等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

畜産経営体が大規模化し、飼料生産のための労働力が不足する中で、飼料生産作業を担う飼料生産組織の運営強化を図る観点から、**規模拡大等に必要**な機械の導入や簡易倉庫の設置、畜産農家等と長期契約を結び安定的に国産飼料を供給する取組等を支援します。

<事業目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援

飼料生産組織の運営強化のため、生産作業受託、稲わら収集、生産販売の**規模拡大・省力化**を図る以下の取組（飼料用米を除く）を支援します。

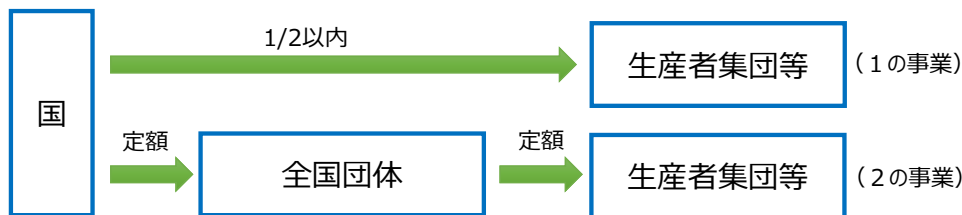
- ・ 作業機械、飼料専用運搬車、堆肥散布車の導入【1/2以内】
- ・ 簡易倉庫の設置【1/2以内】

2. 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

飼料生産組織が、畜産農家等と**5年以上の長期契約を結び**、生産作業受託、稲わら収集、生産販売の**規模拡大を行う取組**（飼料用米を除く）を支援します（拡大分面積払い）。

【交付対象】 1年目 12,000円/10a以内
2年目 5,000円/10a以内

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援



作業機械の導入



水田の排水条件の改善を支援



飼料専用運搬車の導入

2. 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

長期契約を結び、土壌分析・飼料分析をして規模拡大



拡大面積あたり、
1年目 12,000円/10a以内
2年目 5,000円/10a以内
を支援

【お問い合わせ先】 畜産局飼料課（03-3502-5993）

<対策のポイント>
飼料作物の生産性向上を図るため、**草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地・飼料畑に改良する技術の現地実証**を支援します。また、中山間地域における飼料作物の生産拡大等に向けて、当該地域での地域の実情を踏まえた「**飼料増産活性化計画**」の作成、**飼料増産活動や活動に必要な機械導入**等を支援します。

<事業目標>
飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 草地改良技術等普及対策**
- ① **草地改良技術の実証等に対する支援**
裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する**草地診断の実施**、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する**難防除雑草駆除技術、高位生産草地等転換技術の現地実証**を支援します。
- 2. 中山間地域飼料増産活性化対策**
- ① **飼料増産活性化計画の作成支援**
耕作放棄地の増加や農業者の減少が深刻化している中山間地域において「**飼料増産活性化計画**」の作成に必要な**専門家の招へい、現地調査等**を支援します。
- ② **飼料増産活動等への支援**
中山間地域における放牧や飼料作物の共同生産などの**飼料増産活動**、これらの**活動に必要な機械導入**を支援します。

1. 草地改良技術等普及対策

【草地診断の実施】



【難防除雑草の駆除】



メドウフォックステイル
除草剤の散布方法等駆除技術を現地実証

【高位生産草地等転換技術】

複数草種の導入による収穫適期拡大

6月	OG: 1 番草
7月	TY: 1 番草
8月	OG: 2 番草
9月	TY: 2 番草
	OG: 3 番草

耐倒伏性品種の導入
(台風による倒伏・折損)



生育が早い麦が雑草を抑制、牧草は麦の下で生育する。



麦類同伴栽培

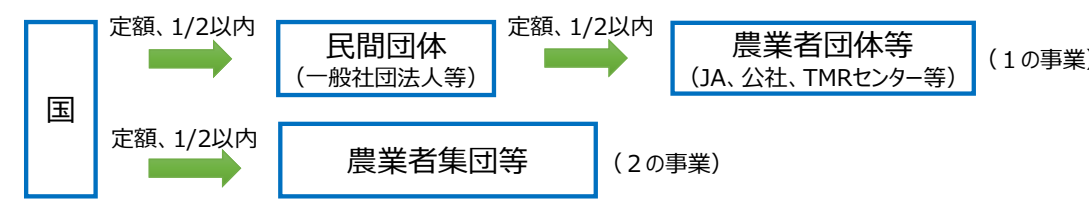
麦の刈り取り後に牧草が一気に生育する。



高品質かつ高収量な草地・飼料畑への改良



<事業の流れ>



2. 中山間地域飼料増産活性化対策

【飼料増産活性化計画の作成】



【放牧の実施】



【飼料作物の共同生産】



【獣害を受けにくいソルガム】



【お問い合わせ先】 畜産局飼料課（03-6744-2399）

飼料供給連携体制整備事業

【令和6年度補正予算額（所要額）13,260百万円の内数】

＜対策のポイント＞

耕畜連携を推進し、国産飼料の流通を促進するため、**耕種農家や国産飼料生産者が生産した飼料について品質表示を行いつつ販売を拡大する取組**及び**当該飼料の供給を受けた畜産農家が耕種農家に飼料分析・給与情報等に関する情報を提供しつつ堆肥を供給する取組**を通じて、持続的な国産飼料供給連携体制を構築し、国産飼料の供給を拡大する取組を支援します。

＜政策目標＞

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 連携型

① **耕畜連携体制確立等**
畜産農家と耕種農家のマッチング活動等の取組を支援するとともに、3年以上の利用供給契約を締結した上で、**耕種農家が品質表示を行い、畜産農家が給与情報等を提供する取組**を支援します（基準年からの拡大分数量払い）。

【交付対象】（補助対象期間を最大3年。単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%）

	耕種農家	畜産農家
青刈りとともろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内	7,800円/t以内
子実用ともろこし	12,200円/t以内	12,000円/t以内

② **耕畜連携飼料生産組織取組拡大**
①の取組において飼料生産組織が飼料作物の生産作業を行うのに必要な機械等の導入を支援します。

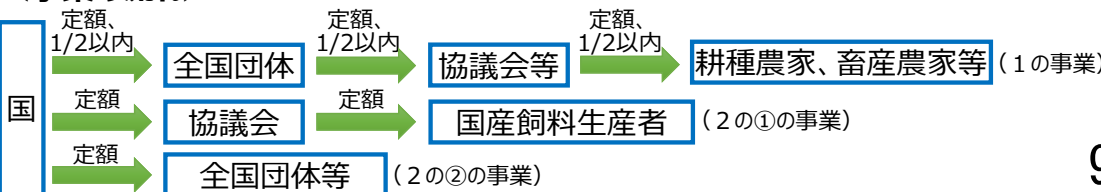
2. 供給型

① **飼料供給体制確立**
国産飼料生産者が**品質表示を行いつつ販売を拡大する取組**に対して奨励金を交付します（前年度からの拡大分数量払い）。

【交付対象】青刈りとともろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内
子実用ともろこし	12,200円/t以内

② **品質基準の検討**
品質基準を策定する取組やその基準を普及させる取組を支援します。

＜事業の流れ＞

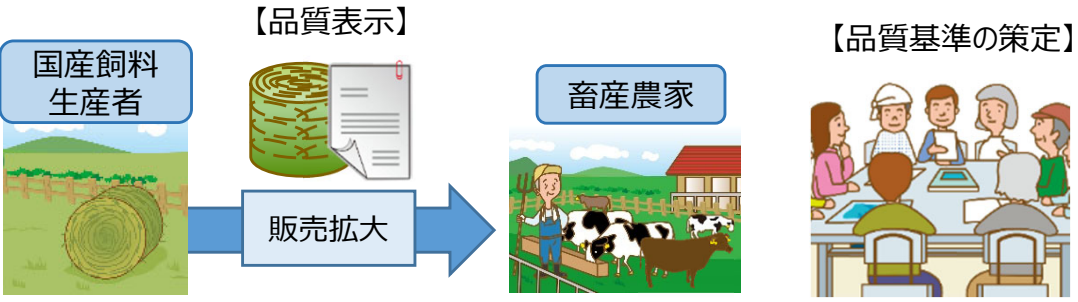


＜事業イメージ＞

1. 連携型



2. 供給型



国産飼料の流通推進対策

【令和6年度補正予算額（所要額）13,260百万円の内数】

<対策のポイント>

国産飼料の流通を促進するため、**国産粗飼料の流通体制の構築**、**国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等**の取組を支援します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国産粗飼料流通体制構築対策

国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、**国産粗飼料の流通定着化を行う取組**を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

【交付対象】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2千円/t以内	5千円/t以内	10千円/t以内	15千円/t以内	20千円/t以内

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要。

2. 国産稲わら等の利用拡大実証・調査

国産稲わら等の利用拡大に向けて、海外産と同じように**利便性が高く、輸送や保管の効率が高い**国産稲わら等の生産に資する実証・調査を支援します。

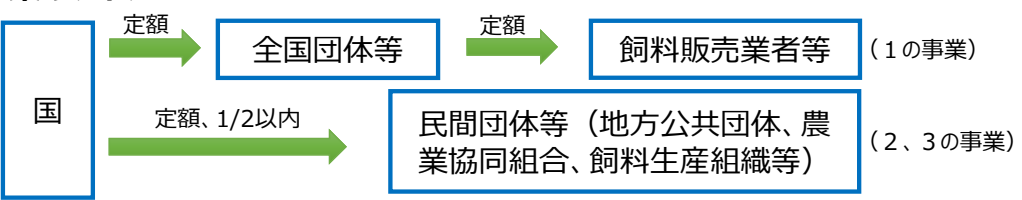
【支援対象となる取組】

効率的な運搬・保管に適した梱包や運搬に必要な機械等の導入【1/2以内】等

3. 新飼料資源の利用拡大対策

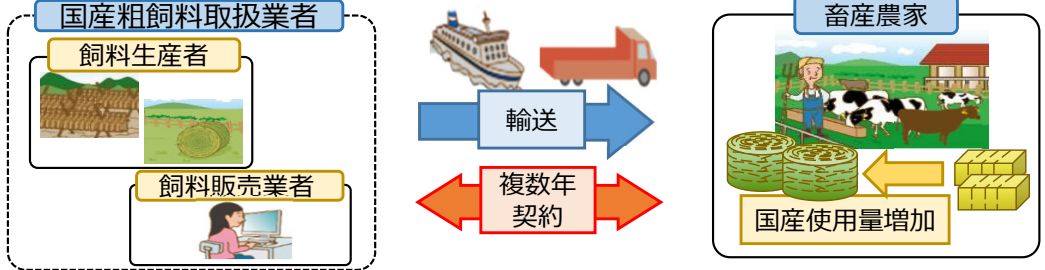
新飼料資源に係る**調査・分析**、新飼料資源を利用した飼料の**生産・利用拡大に必要な機械の導入**を支援します。

<事業の流れ>



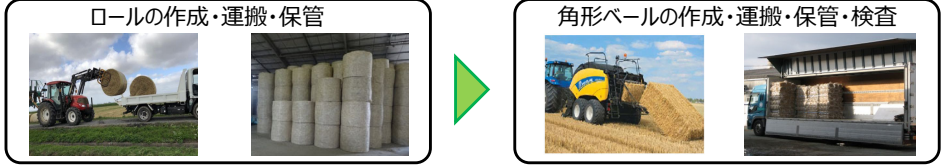
<事業イメージ>

1. 国産粗飼料流通体制構築対策

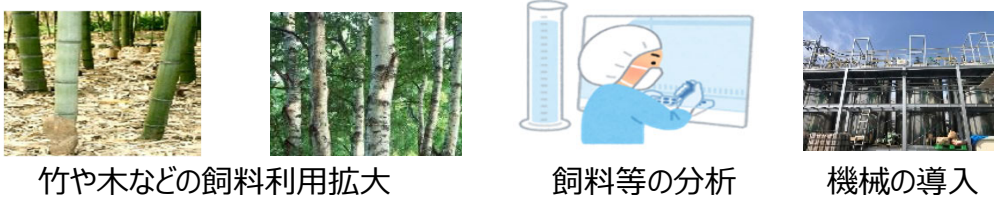


2. 国産稲わら等の利用拡大実証・調査

利便性が高く、輸送・保管効率の高い国産稲わら等の生産に向けた実証・調査例)



3. 新飼料資源の利用拡大対策



【お問い合わせ先】（1、3の事業） 畜産局飼料課（03-6744-2399）
（2の事業） 飼料課（03-3502-5993）

＜対策のポイント＞
国産飼料の流通を促進するため、国産飼料の保管施設や成形・加工施設等の整備を支援します。

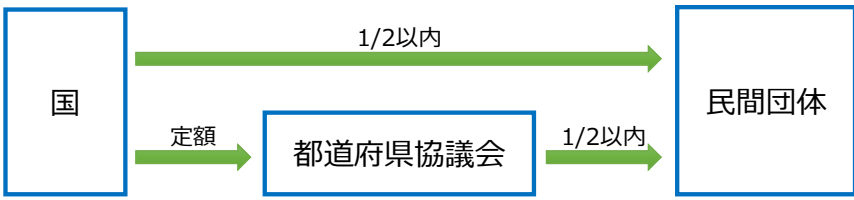
＜事業目標＞
飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

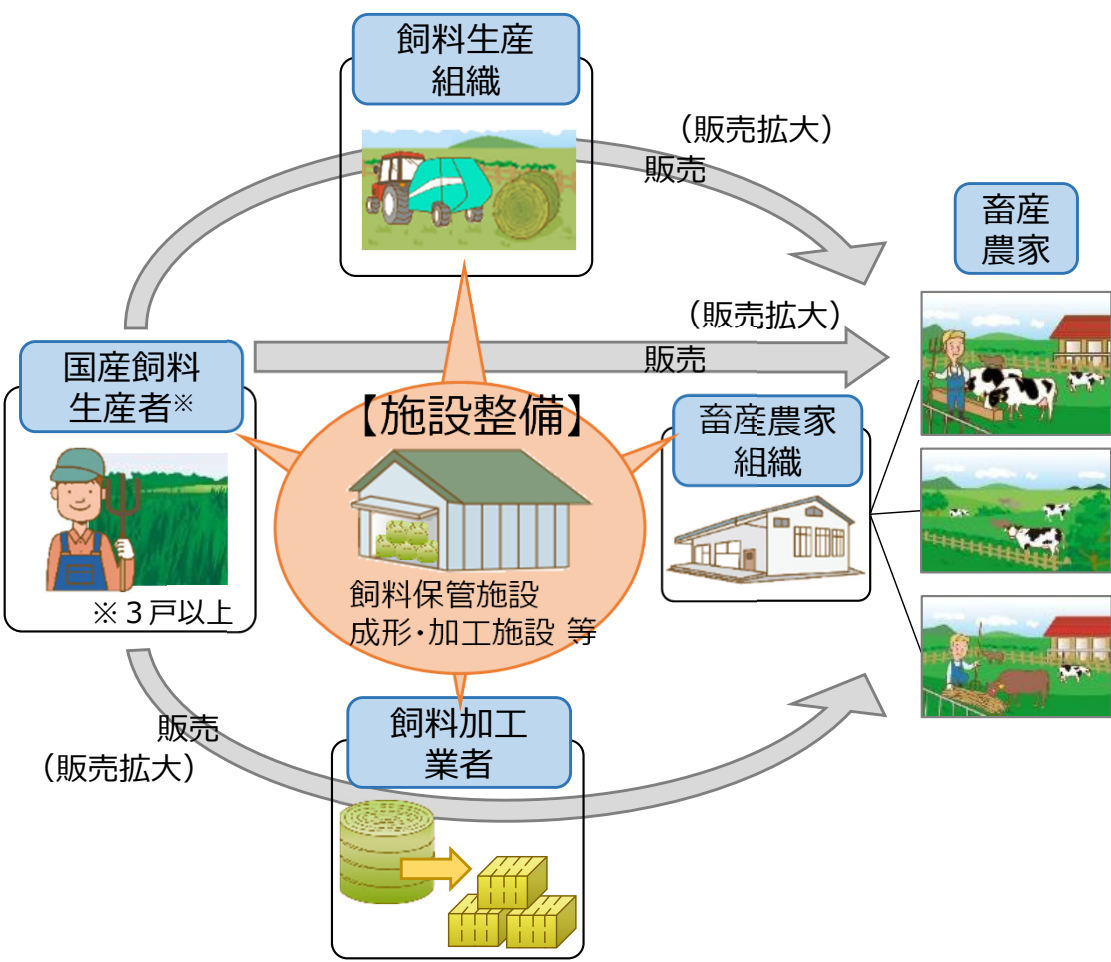
国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。

- 【主な要件】
- ・ 国産飼料の販売量の増加に必要な施設であること
 - ・ 粗飼料の取扱量が年間15トン以上又は濃厚飼料の取扱量が年間5トン以上の施設であること

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



飼料生産組織の規模拡大を支援します

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち飼料生産組織の体制強化支援(令和6年度補正予算)

①飼料生産組織の規模拡大支援

対 象 者	要 件
飼料生産組織 ・ 地方公共団体 ・ 農業法人 ・ 農協、公社 ・ 農業関連企業 ・ 3戸以上からなる任意団体※ ※地域計画等になんらかの形で位置付けられていること	1 は必須です。2 又は 3 のどちらかを選択して下さい。 1) 運営強化方針等を作成し、地方公共団体等へ事前相談 2) 飼料の生産・販売、作業受託の合計売上高 5 %以上増加 又は導入機械での作業拡大面積が 北海道：20ha以上 都府県：10ha以上 ※新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合 その合計売上高が農業や関連事業の売上高の 5 %以上を占め、 かつ 5 ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行うこと 3) 労働投入量（労働時間）の 5 %以上低減 又は労働生産性を 5 %以上向上

支援対象となる機械など 補助率：1/2以内

飼料の生産や稲わら収集の拡大・省力化に必要な機械の導入

作付作業～収穫・調製作業～運搬作業に必要な機械



例：播種機、飼料収穫機、集草機、ロールバレー、ラッピングマシーン、バールグリッパ、乾燥機、（無人）トラクター、飼料専用運搬車 等

※稲わらの場合は反転集草作業～収集梱包作業～運搬作業に係るものとします。

※（無人）トラクターは、本事業で導入する機械（アタッチメント）が、既に所有しているものでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長等が特に認めたものに限りです。

※トラック、フォークリフト、田植え機等は補助対象外です。

※飼料専用運搬車（TMR運搬車等）は特装しているものに限定します。

堆肥の運搬・散布に必要な機械



例：マニユアスプレッダ等

※堆肥運搬車は特装しているものに限定します。

畔撤去、明渠・暗渠設置等に必要な機械・機器



例：カットドレーン、溝堀機、サブソイラ等

ICT機器の導入

例：自動操舵、GNSSガイダンスシステム、データの蓄積・分析に必要なソフトウェア等

稲わら簡易倉庫の設置



ビニールハウス等の資材費

※地目変更を伴わないものに限りです。

②安定的な国産飼料の供給支援

支援する取組	補助額、要件
飼料生産組織が 5年以上の長期 契約を結び、飼 料生産等の規模 を拡大する取組	拡大面積あたり 1年目 12,000円/10a以内 ※1 2年目 5,000円/10a以内 ※2 要件：1) 畜産農家等と5年以上の長期供給契約又は作業受託契約を結び、飼料の収穫、稲わらの収集作業を行うこと 2) 飼料生産延べ面積（2作目も含む）を10%以上拡大 ※新たに飼料の生産・販売等を取り組む場合は、 その合計売上高が農業又は関連事業の売上高の5%以上を占め かつ 稲わら以外：北海道で20ha以上、都府県で10ha以上拡大すること。 稲わら：40ha以上拡大すること。 3) 拡大する作付地の土壌分析と生産する飼料の分析の実施 ※1 事業実施年度に新たに取組む面積 ※2 R6補正事業に取組んだ拡大面積の継続分

注：①②の事業で対象となる飼料作物

- ・粗飼料（稲わらを含む各種粗飼料）
- ・濃厚飼料（子実用とうもろこし、大麦及び大豆）

①②の事業のお問い合わせ先

①飼料生産組織の規模拡大支援

最寄りの地方農政局等、又は農林水産省畜産局飼料課にお問い合わせください。

農林水産省畜産局 飼料課	03-3502-5993 〈jikyuu-kobo@maff.go.jp〉	東海農政局畜産課	052-223-4625 〈tokai_chikusan_info@maff.go.jp〉
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656 〈rakuchiku_hn@maff.go.jp〉	近畿農政局畜産課	075-414-9022 〈kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp〉
東北農政局畜産課	022-221-6198 〈tohoku_chikusan_info@maff.go.jp〉	中国四国農政局 畜産課	086-224-9412 〈tikusan_ka.chushi@maff.go.jp〉
関東農政局畜産課	048-740-0027 〈tikusan_kanto@maff.go.jp〉	九州農政局畜産課	096-300-6279 〈kyusyu_chikusan@maff.go.jp〉
北陸農政局畜産課	076-232-4317 〈tikusan_hokuriku@maff.go.jp〉	沖縄総合事務局生産 振興課 畜産振興室	098-866-1653 〈Okinawa.chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp〉

②安定的な国産飼料の供給支援

一般社団法人日本草地畜産種子協会 草地畜産部
TEL:03-3251-6501 MAIL : contractor@souti-fsa2.or.jp



それぞれの事業の具体的な
公募情報はMAFFアプリ
を参照してください。



Android



iOS

アプリの
ダウンロードは
こちら
タップ



要綱・要領
はこちら
クリック

中山間地域で飼料作物を生産しませんか

～国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策～



【本事業は中山間地域で行う飼料増産活動を支援する事業です】

事業内容・補助率

飼料増産活性化計画の作成等（補助率：定額）

- 地域における飼料増産のあり方や具体的な活動内容を整理した「飼料増産活性化計画」の作成に必要な専門家の招へい、現地調査、検討会議の開催等に係る経費を助成します。



飼料増産活動の実施（補助率：1/2以内（補助上限10a当たり25千円））

- 以下のような地域に必要な飼料増産活動に係る経費を助成します。

飼料増産活性化機械の導入（補助率：1/2以内）

- 飼料増産活動に必要な農業用機械の購入経費を助成します。



支援対象となる活動事例	補助対象経費
耕作放棄地等を牧草地や飼料畑に転換する取組	植生調査費、施工費、除草剤費、土壌改良資材費、肥料費、種子費など
農地や役務の提供など共同で取り組む青刈りとうもろこしの栽培	農機具（コーンplanter等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費など
試験場の指導を受けて取り組むソルガム新品種を活用したロールバールサイレージの生産	農機具（ロールバラー等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費、飼料調製資材（ラップフィルム）費等
地域住民の協力の下、集落周辺の点在する休耕地を活用して取り組む黒毛和種繁殖牛の放牧	電気牧柵、給水設備、移動式スタンション、アブトラップ等の設置費、牧草の追播経費、放牧牛の疾病検査費など
飼料畑に獣害防止柵を設置する取組	獣害防止柵の設置費
上記活動に必要な農業用機械の購入	<補助対象機器> ブロードキャスター、コーンplanter、フォーレージハーベスター、ロールバラー、ラッピングマシンなど



それぞれの事業の具体的な公募情報はMAFFアプリを参照してください。



アプリのダウンロードはこちら
タップ



要綱・要領はこちら
クリック

支援対象者（事業実施主体）

農業者3戸以上からなる農業者集団（※）、農協、農事組合法人、特定農業団体（集落営農組織）、公社など ※代表者の定めがあり、組織運営に係る規約を有すること。

主な要件

- 活動が地域振興5法等の指定地域の農地等で実施されること。
- 各事業実施主体当たりの活動を行う農地等の合計面積が1ha以上10ha未満であること。
- 活動を行う農地等が傾斜地※又は30a未満の小区分地を含むこと。

※田で1/100以上、田以外で8度以上

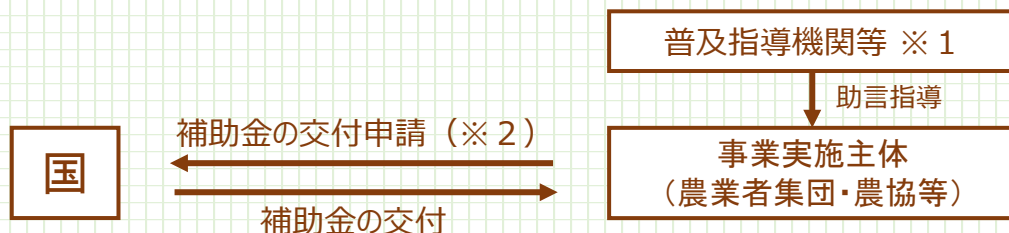


試験場などが推奨する新しい栽培方法や新品種の導入についても支援対象となります。

他事業との重複

生産する飼料作物が水田活用の直接支払交付金の交付を受けている場合は支援対象となりません。また、他の補助事業による助成を受ける費用についても支援対象となりません。

事業の流れ



※1 都道府県試験場・農業普及指導センター、(国研) 農研機構、(独) 家畜改良センター及び地方農政局長等が認める者
※2 申請先は地方農政局等

問合せ先

<メール送信時には★を@に置き換えてください>

最寄りの地方農政局等、又は農林水産省飼料課にお問い合わせください。

農林水産省畜産局 飼料課	03-6744-2399 <jikyu-kobo★maff.go.jp>	東海農政局畜産課	052-223-4625 <tokai_chikusan_info★maff.go.jp>
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656 <rakuchiku_hn★maff.go.jp>	近畿農政局畜産課	075-414-9022 <kinki_chikusan_siryo★maff.go.jp>
東北農政局畜産課	022-221-6198 <tohoku_chikusan_info★maff.go.jp>	中国四国農政局 畜産課	086-224-9412 <tikusan_ka.chushi★maff.go.jp>
関東農政局畜産課	048-740-0027 <tikusan_kanto★maff.go.jp>	九州農政局畜産課	096-300-6279 <kyusyu_chikusan★maff.go.jp>
北陸農政局畜産課	076-232-4317 <tikusan_hokuriku★maff.go.jp>	沖縄総合事務局 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653 <okinawa_chikusan.v4f★ogb.ca o.go.jp>

令和 7 年度予算概算決定の概要

畜 産 局 飼 料 課

令 和 6 年 1 2 月

農林水産省

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等**の取組を支援します。

<事業目標>

○ 飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 飼料生産組織の体制強化等支援事業

飼料生産組織の**人材確保・育成**や、**人員・機械の有効活用**を推進するため、オペレーター確保のための**募集活動**や、**大型特殊免許**や必要な技術資格の**取得**、人材育成のための**研修**、**人員・機械の有効活用状況調査**を支援します。

2. 国産濃厚飼料生産の推進

子実用とうもろこしや**未利用資源**等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な**検討会の開催**や**専門家による現地指導**、**必要な資材費等**を支援します。

<事業イメージ>

1. 飼料生産組織の体制強化等支援事業

人材確保・育成



- ・就職説明会への参加
- ・インターンシップの実施 等
- ・研修の実施
- ・免許取得 等

人員・機械の有効活用

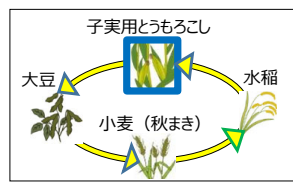


- ・オペレーターの相互派遣
- ・機械の共同利用 等調査

+

飼料生産組織の体制強化による国産飼料の生産作業受託や生産・販売の拡大

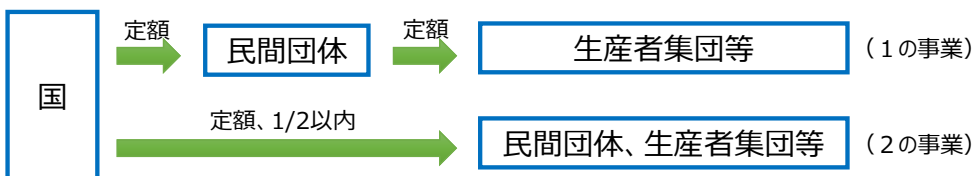
2. 国産濃厚飼料生産の推進



子実用とうもろこしを組み合わせた輪作体系 未利用資源

子実用とうもろこし等の生産技術の実証・普及
未利用資源等の利用技術の実証・普及

<事業の流れ>



```
graph LR; A[国] -- "定額" --> B[民間団体]; B -- "定額" --> C[生産者集団等]; C --- D["(1の事業)"]; A -- "定額、1/2以内" --> E[民間団体、生産者集団等]; E --- F["(2の事業)"];
```